

1. 児童発達支援、放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児以外を通わせる場合）

職種		必要員数	配置要件
管理者		1人以上	・支障がない場合は他の職務と兼務可能。※1
従業者	児童発達支援管理責任者	1人以上	・1人以上は専任かつ常勤。（管理者との兼務は可能）
	児童指導員または保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者0～10人：2人以上</li> <li>・利用者11人～15人：3人以上</li> <li>・利用者16人～20人：4人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上は常勤。</li> <li>・営業時間を通じて配置。（定員を超過した場合の追加の基準人員はサービス提供時間を通じて配置）※2</li> <li>・機能訓練担当職員と看護職員（※3）を合計数に含めることができる。ただし、合計数の半数以上は児童指導員または保育士でなければならない。</li> </ul>
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く	
	看護職員	医療的ケアを行う場合に置く	・医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケアを行う場合は、看護職員の配置は不要。

- ※1 例えば、8時間勤務の事業所において、管理者と児童指導員を兼務する場合、1日の配置時間は管理者4時間、児童指導員4時間とする。ただし、管理者と児童発達支援管理責任者を兼務する場合はこの限りでない。
- ※2 例えば、10人定員、8時間勤務、4時間サービス提供の事業所において、利用者が12人の場合、基準人員の1人目と2人目は8時間、追加の基準人員の3人目は4時間配置する必要がある。
- ※3 医ケア児を受け入れていない事業所は看護職員を含めることができない。

## 2. 児童発達支援、放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児を通わせる場合）

職種		必要員数	配置要件
管理者		1人以上	・支障がない場合は他の職務と兼務可能。※1
従業者	児童発達支援管理責任者	1人以上	
	児童指導員または保育士	1人以上	・営業時間を通じて配置。
	機能訓練担当職員	1人以上	・機能訓練を行わない時間帯は配置しないことができる。※2
	看護職員	1人以上	・営業時間を通じて配置。

※1 例えば、8時間勤務の事業所において、管理者と児童指導員を兼務する場合、1日の配置時間は管理者4時間、児童指導員4時間とする。ただし、管理者と児童発達支援管理責任者を兼務する場合はこの限りでない。

※2 機能訓練を行う時間帯とは、事業所の機能訓練担当職員の都合により決めるものではなく、全ての利用者に必要な機能訓練を把握した上で、訓練を実施するために必要な配置日数と勤務時間数のこと。

	1	2	3	4	5	6	7
	月	火	水	木	金	土	日
訓練が必要な利用者数	3人	2人	3人	2人	0人	4人	-
訓練が必要な時間（45分/人の場合）	135分	90分	135分	90分	0分	180分	-
訓練を行う時間 ＝機能訓練担当職員が必要な配置時間	2.25時間	1.5時間	2.25時間	1.5時間	0時間	3時間	-

### 3. 事例（主として重症心身障がい児以外を通わせる事業所の場合）

10人定員、8時間配置、13時～17時（4時間）サービス提供の事業所において、当日利用が10人の場合。

勤務形態	基準人員	職種	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	
常勤A	1人目	児童指導員									8時間配置
常勤B	2人目	理学療法士									8時間配置

OK

勤務形態	基準人員	職種	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	
常勤A	1人目	児童指導員									8時間配置
非常勤B	2人目	保育士									4時間配置
非常勤C	2人目	理学療法士									3時間配置

NG

BかCの配置時間が1時間不足。

勤務形態	基準人員	職種	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	
常勤A	1人目	児童指導員									8時間配置
非常勤B	2人目	保育士									4時間配置
非常勤C	2人目	理学療法士									4時間配置

OK

### 3. 事例（主として重症心身障がい児以外を通わせる事業所の場合）

10人定員、8時間配置、13時～17時（4時間）サービス提供の事業所において、当日利用が10人の場合。

勤務形態	基準人員	職種	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	
常勤A	1人目	理学療法士									8時間配置
非常勤B	2人目	作業療法士									4時間配置
非常勤C	2人目	児童指導員									4時間配置

NG

半数以上は児童指導員または保育士でなければならない。

勤務形態	基準人員	職種	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	
常勤A	1人目	児童指導員									8時間配置
非常勤B	2人目	保育士									4時間配置
非常勤C	2人目	指導員									4時間配置

NG

指導員は基準人員に含めることができない。

勤務形態	基準人員	職種	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	
常勤A	1人目	児童指導員									8時間配置
非常勤B	2人目	保育士									4時間配置
非常勤C	2人目	保育士									4時間配置

NG

基準人員はサービス提供時間帯を通じて配置しなければならず、この場合、16時～17時にBかCを配置する必要がある。

### 3. 事例（主として重症心身障がい児以外を通わせる事業所の場合）

10人定員、8時間配置、13時～17時（4時間）サービス提供の事業所において、当日利用が12人の場合。

勤務形態	基準人員	職種	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	
常勤A	1人目	児童指導員									8時間配置
常勤B	2人目	保育士									8時間配置
非常勤C	3人目	理学療法士									4時間配置

OK

勤務形態	基準人員	職種	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	
常勤A	1人目	児童指導員									8時間配置
常勤B	2人目	保育士									8時間配置
非常勤C	3人目	理学療法士									3時間配置

NG

Cの配置時間が1時間不足。

勤務形態	基準人員	職種	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	
常勤A	1人目	児童指導員									8時間配置
非常勤B	2人目	理学療法士									4時間配置
非常勤C	2人目	作業療法士									4時間配置
非常勤D	3人目	言語聴覚士									4時間配置

NG

半数以上は児童指導員または保育士でなければならない。

### 3. 事例（主として重症心身障がい児以外を通わせる事業所の場合）

10人定員、8時間配置、平日4時間・学校休業日6時間サービス提供の事業所

職種	勤務形態	加配区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	時間
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
児童指導員	常勤		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160
保育士	非常勤		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		8	144	
理学療法士	非常勤				2		8	8				4		8	8			4		8	8			4		8	8			78	
作業療法士	非常勤																	4				4						6		18	
利用児童			10	10	10	10	10	10		10	10	12	10	10		10	10	12	10	10	12		10	10	12	10	10	12			
営業時間			8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8			
サービス提供時間			4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		

- ・ 3日…保育士または理学療法士の配置時間を2時間増やすか、作業療法士を新たに2時間配置する必要がある。
- ・ 10日…保育士または理学療法士の配置時間を4時間増やすか、作業療法士を新たに4時間配置する必要がある。
- ・ 20日…作業療法士の配置時間を2時間増やす必要がある。

### 3. 事例（主として重症心身障がい児以外を通わせる事業所の場合）

10人定員、8時間配置、平日4時間・学校休業日6時間サービス提供の事業所

職種	勤務形態	加配区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	時間
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
児童指導員	非常勤		8	8	8	4		8		8	8	8	4		8	8	8	4		8	8	8	4		8	2	8	4		8	138
保育士	非常勤		8	8	8	8	4		8	8	8	8	4		8	8	8	8	4		8	8	8	8	4		8	4		8	138
理学療法士	非常勤					4	4					2	4	4				2	4	4	6			2	4	4	6	4	6		52
作業療法士	非常勤					8	8					2		8	8			2		8	8			2		8	8		8	8	72
利用児童			10	10	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10	
営業時間			8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	
サービス提供時間			4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		

- ・ 児童指導員または保育士が1人以上常勤でなければならない。
- ・ 5日、12日、19日、20日、23日、26日、27日…半数以上は児童指導員または保育士でなければならない

### 3. 事例（主として重症心身障がい児以外を通わせる事業所の場合）

10人定員、8時間配置、平日4時間・学校休業日6時間サービス提供の事業所

職種	勤務形態	加配区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	時間
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
理学療法士	常勤		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160
児童指導員	非常勤		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		144
児童指導員	非常勤				4		8	8				4		8	8				4		8	8			4		8	8			80
保育士	非常勤											4							4			6				4			6		24
利用児童			10	10	10	10	10	10		10	10	12	10	10	10		10	10	12	10	10	12		10	10	12	10	10	12		
営業時間			8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		
サービス提供時間			4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		

・児童指導員または保育士が1人以上常勤でなければならない。

## 1. 児童指導員等加配加算の要件など

### 【主な要件】

- ・ 基準の人員に加え、児童指導員等やその他の従業者を1以上配置（常勤専従または常勤換算）していること。
- ・ 児童指導員等とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、視覚障害児支援担当職員をいう。
- ・ 児童指導員等加配加算は、従業者の配置形態や経験年数に応じて、下記の単位が設定されている。  
①常勤専従、経験5年以上      ②常勤専従、経験5年未満      ③常勤換算、経験5年以上  
④常勤換算、経験5年未満      ⑤その他の従業者
- ・ 上記の経験は、児童福祉事業に従事した経験年数のことを指し、**幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育も含まれる。**  
なお、**経験年数は、資格取得やその職種に配置された以後の経験に限らない。**

### 【注意点】

- ・ 児童指導員等とその他の従業者で常勤換算1以上とする場合、その他の従業者の報酬を算定。
- ・ 経験年数5年以上の児童指導員等と経験年数5年未満の児童指導員等で常勤換算1以上とする場合、経験年数5年未満の児童指導員等の報酬を算定

## 2. 専門的支援体制加算の要件など

### 【主な要件】

- ・ 基準の人員に加え、専門職員を1以上配置（常勤換算で可）していること。
- ・ 専門職員とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。

### 【注意点】

- ・ 児童指導員等加配加算と異なり、保育士と児童指導員は、資格取得または任用から5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。
- ・ 児童指導員等加配加算と異なり、専門的支援体制加算の算定人員となる保育士や児童指導員の経験に、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験は含まない。
- ・ 専門的支援体制加算は、個別支援計画を作成していない障害児に対して算定できないことに注意。

### 3. 事例（主として重症心身障がい児以外を通わせる事業所の場合）

10人定員、8時間配置、平日4時間・学校休業日6時間サービス提供の事業所。青は基準配置、赤は加配配置。

職種	勤務形態	加配区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	時間
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
児童指導員 (5年未満)	常勤/専従		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160
児童指導員 (5年以上)	常勤/専従	児童	8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		160
保育士 (5年以上)	非常勤/専従		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		144
保育士 (5年未満)	非常勤/専従				4		8	8				4		8	8				4		8	8				4		8	8		80
理学療法士 (5年未満)	非常勤/専従											4							4			6			4			6			24
利用児童			10	10	10	10	10	10		10	10	12	10	10	10		10	10	12	10	10	12		10	10	12	10	10	12		
営業時間			8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		
サービス提供時間			4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		

児童指導員（常勤専従・5年以上）だけで加配160時間

→常勤専従・経験年数5年以上で算定可能。

### 3. 事例（主として重症心身障がい児以外を通わせる事業所の場合）

10人定員、8時間配置、平日4時間・学校休業日6時間サービス提供の事業所。青は基準配置、赤は加配配置。

職種	勤務形態	加配区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	時間
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
児童指導員 (5年未満)	常勤/専従		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160
児童指導員 (5年以上)	常勤/専従	児童	8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		160
保育士 (5年未満)	非常勤/専従	児童	8	8	4	8	8			8	8	4	8	8			8	8	4	8	8			8	8	4	8	8			144
保育士 (5年未満)	非常勤/専従				4		8	8				4		8	8				4		8	8				4		8	8		80
理学療法士 (5年未満)	非常勤/専従											4							4			6			4			6			24
利用児童			10	10	10	10	10	10		10	10	12	10	10	10		10	10	12	10	10	12		10	10	12	10	10	12		
営業時間			8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		
サービス提供時間			4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		

児童指導員（常勤専従・5年以上）の加配128時間  
 保育士（非常勤専従・5年未満）の加配32時間 } 加配160時間

→常勤換算・経験年数5年未満で算定可能。

- ・複数の者の組合せで1以上配置 = 常勤換算
- ・5年以上と5年未満の組合せで1以上配置 = 5年未満

### 3. 事例（主として重症心身障がい児以外を通わせる事業所の場合）

10人定員、8時間配置、平日4時間・学校休業日6時間サービス提供の事業所。青は基準配置、赤は加配配置。

職種	勤務形態	加配区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	時間
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
児童指導員 (5年未満)	常勤/専従		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160
児童指導員 (5年以上)	常勤/専従	児童		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	160
保育士 (5年以上)	常勤/専従	児童	8		8	8	8		8	8		8	8	8		8	8		8	8	8		8	8		8	8	8		8	160
保育士 (5年未満)	非常勤/専従							8	8			4			8	8			4			8	8			4			8	8	76
理学療法士 (5年未満)	非常勤/専従		8	8						8	8						8	8				6		8	8					6	76
利用児童			10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
営業時間			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
サービス提供時間			4	4	4	4	4	6	6	4	4	4	4	4	6	6	4	4	4	4	4	6	6	4	4	4	4	4	6	6	

児童指導員（常勤専従・5年以上）の加配128時間  
 保育士（常勤専従・5年以上）の加配32時間 } 加配160時間

→常勤換算・経験年数5年以上で算定可能。

・常勤専従の従業者同士でも組み合わせて1以上配置なら常勤換算

### 3. 事例（主として重症心身障がい児以外を通わせる事業所の場合）

10人定員、8時間配置、平日4時間・学校休業日6時間サービス提供の事業所。青は基準配置、赤は加配配置。

職種	勤務形態	加配区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	時間
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
児童指導員 (5年未満)	常勤/専従		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160
児童指導員 (5年以上)	常勤/専従	児童	8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		160
保育士 (5年未満)	非常勤/専従		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		144
保育士 (5年未満)	非常勤/専従	児童			4	6	8					8	4	8					8	4	8	6			8	4	8	6		90	
指導員 (5年未満)	非常勤/専従	児童										4							4			6			4			6		14	
利用児童			10	10	10	10	10	10		10	10	12	10	10	10		10	10	12	10	10	12		10	10	12	10	10	12		
営業時間			8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		
サービス提供時間			4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		

児童指導員（常勤専従・5年以上）の加配128時間  
 保育士（非常勤専従・5年未満）の加配18時間  
 指導員（非常勤専従・5年未満）の加配14時間

} 加配160時間

→その他の従業者で算定可能。

・指導員を含めた組合せで1以上配置 = その他の従業者

### 3. 事例（主として重症心身障がい児以外を通わせる事業所の場合）

10人定員、8時間配置、平日4時間・学校休業日6時間サービス提供の事業所。青は基準配置、赤は加配配置。

職種	勤務形態	加配区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	時間	
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
児童指導員 (5年未満)	常勤/専従		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	
児童指導員 (5年以上)	常勤/専従	児童	8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		160	
保育士 (5年未満)	非常勤/専従		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		144	
保育士 (5年未満)	非常勤/専従	児童			4	6	8					8	4	8					8	4	8	6				8	4	8	6		90	
強行研修修了済の指導員 (5年未満)	非常勤/専従	児童										4								4			6				4			6		14
利用児童			10	10	10	10	10	10		10	10	12	10	10	10	10	10	10	12	10	10	10	10	10	12	10	10	10	10	10		
営業時間			8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8			
サービス提供時間			4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6			

児童指導員（常勤専従・5年以上）の加配128時間  
 保育士（非常勤専従・5年未満）の加配18時間  
 強行研修修了済の指導員（非常勤専従・5年未満）の加配14時間  
 } 加配160時間

→常勤換算・経験年数5年未満で算定可能。

・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した指導員は児童指導員等に含まれる。

### 3. 事例（主として重症心身障がい児以外を通わせる事業所の場合）

10人定員、8時間配置、平日4時間・学校休業日6時間サービス提供の事業所。青は基準配置、緑は加配配置。

職種	勤務形態	加配区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	時間
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
児童指導員	常勤/専従		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160
理学療法士	常勤/専従	専門	8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8	160	
保育士	非常勤/専従		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8	144	
児童指導員	非常勤/専従				4		8	8				4		8	8				4		8	8			4		8	8		80	
作業療法士	非常勤/専従										4								4			6			4			6		24	
利用児童			10	10	10	10	10	10		10	10	12	10	10		10	10	12	10	10	10	10		10	10	12	10	10	10	10	
営業時間			8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		
サービス提供時間			4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		

理学療法士だけで加配160時間

→専門的支援体制加算を算定可能。

### 3. 事例（主として重症心身障がい児以外を通わせる事業所の場合）

10人定員、8時間配置、平日4時間・学校休業日6時間サービス提供の事業所。青は基準配置、緑は加配配置。

職種	勤務形態	加配区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	時間
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
児童指導員	常勤/専従		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160
理学療法士	非常勤/専従	専門	8	8	8	8				8	8	8	8				8	8	8	8				8	8	8	8				128
保育士	非常勤/専従		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		8	8	4	8		8		144
児童指導員	非常勤/専従				4		8	8				4		8	8				4		8	8			4		8	8			80
作業療法士	非常勤/専従	専門					8					4		8					4		8	6			4		8	6			56
利用児童			10	10	10	10	10	10		10	10	12	10	10	10		10	10	12	10	10	10		10	10	12	10	10	10	10	
営業時間			8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		
サービス提供時間			4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		

理学療法士の加配128時間 } 加配160時間  
 作業療法士の加配32時間 }

→専門的支援体制加算を算定可能。

### 3. 事例（主として重症心身障がい児以外を通わせる事業所の場合）

10人定員、8時間配置、平日4時間・学校休業日6時間サービス提供の事業所。青は基準配置、赤と緑は加配配置。

職種	勤務形態	加配区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	時間
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
児童指導員 (5年未満)	常勤/専従		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160
児童指導員 (5年以上)	常勤/専従	児童	8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		160
保育士 (5年未満)	常勤/専従	児童	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160
保育士 (5年未満)	非常勤/専従						8	8						8	8						8	8						8	8		64
理学療法士 (5年未満)	非常勤/専従	専門	8	8	4			6		8	8	4			6		8	8	4			6		8	8	4			6		104
作業療法士 (5年未満)	非常勤/専従	専門			4	8	8					4	8	8					4	8	8					4	8	8			80
利用児童			10	10	10	10	10	10		10	10	12	10	10	10		10	10	12	10	10	10		10	10	12	10	10	10		
営業時間			8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		
サービス提供時間			4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		4	4	4	4	4	6		

児童指導員等加配加算

専門的支援体制加算

児童指導員（常勤専従・5年以上）の加配128時間  
 保育士（常勤専従・5年未満）の加配32時間 } 加配160時間

理学療法士の加配80時間  
 作業療法士の加配80時間 } 加配160時間

→常勤換算・経験年数5年未満で算定可能。

→専門的支援体制加算を算定可能。

## 1. 児童発達支援の場合

### 【単位】

120単位

### 【対象者】

- ①重症心身障がい児
- ②身体に重度の障がいがある児童（1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障がい児）
- ③重度の知的障がいがある児童（療育手帳を交付されており、最重度または重度と判定されている障がい児）
- ④精神に重度の障がいがある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障がい児）

### 【注意点】

主として重症心身障がい児を通わせる事業所で、重症心身障がい児に対して支援を行った場合の報酬を算定している場合、個別サポート加算（Ⅰ）は算定できない。

## 1. 放課後等デイサービスの場合

### 【単位と対象者】

①ケアニーズの高い障がい児 90単位

※ケアニーズの高い障がい児とは、就学時サポート調査表の各項目において算出した合計が13点以上の児童のことをいう。

②ケアニーズの高い障がい児を強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援した場合 120単位

※研修修了者は常勤換算ではなく単なる配置で可能。

③著しく重度の障がい児 120単位

※著しく重度の障がい児とは、就学時サポート調査表において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする児童のことをいう。

### 【注意点】

- ・ 児童発達支援管理責任者が強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の場合、②は算定できない。
- ・ 上記②を算定する場合のみ、「給付費算定に係る体制等に関する届出書」「給付費の算定に係る体制等状況一覧表」「個別サポート加算（Ⅰ）に関する届出書」「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証の写し」の提出が必要。
- ・ 主として重症心身障がい児を通わせる事業所で、重症心身障がい児に対して支援を行った場合の報酬を算定している場合、個別サポート加算（Ⅰ）は算定できない。